**《申請書提出先についてのお願い》本助成金の提出先は郵送も含め事業所の所在地があるハローワークです。助成金センターでの受付、郵送受付は行っておりませんのでご注意願います。**

**特定求職者雇用開発助成金支給申請に係るチェック事項表(共通)**

※　申請書・申立書の裏面には注意事項（記入方法）が記載されておりますので必ずご一読下さい。

本用紙のチェック事項の内容を確認したうえで、□印にレ点を記入願います。

**１　支給申請書関係書類**

◆支給申請書及び支払方法・受取人住所届

　・各項目の記入漏れはありませんか？　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□

・通帳の写し等支払い口座が確認できる書類を添付していますか？（原則、初回申請時のみ）　　　　□

◆対象労働者雇用状況等申立書

・各項目に記入又は○をしていますか？(同一対象者の２回目以降は★の箇所のみ回答)　　　　　　　□

・１－①～③に記入した内容は添付の雇用契約書等の内容と一致していますか？（初回申請時のみ）　□

・１－①は雇い入れ日時点の所定労働時間を記入していますか？　（初回申請時のみ）　　　　　　　□

・１－④において日付・実労働時間・賃金合計は出勤簿・賃金台帳の内容と一致していますか？　　　□

◆対象労働者に係る対象期間中の賃金等について

・時間外、休日手当等の具体的な単価及び計算式を記入していますか？　　　　　　　　　　　　　　□

　・欠勤控除の具体的な単価及び計算式を記入していますか？　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□

**２　添付書類**

◆出勤簿・タイムカード

・初回申請で雇入日が賃金締日の翌日でない場合、雇入日から賃金締日まで（端数月）を含む

対象期間中の出勤簿もしくはタイムカードを添付していますか？　　　　　　　　　　　　　　　　□

　・時間外労働がある場合、時間外命令簿等の確認書類は添付していますか？　　　　　　　　　　　　□

◆賃金台帳

・初回申請で雇入日が賃金締日の翌日でない場合、雇入日から賃金締日まで（端数月）を含む

対象期間中の賃金台帳を添付していますか？　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□

・対象期間中の労働に対する賃金(基本給、各種手当、時間外等)は確認できますか？　　　　　　　　□

　・対象期間中の最終月の賃金を支給したうえで、申請しようとしていますか？　　　　　　　　　　　□

・各種社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金等）の控除は確認できますか？　　　　　　　　　　□

◆労働者名簿、雇入通知書・雇用契約書・労働条件通知書

　・労働者名簿の各項目は記載していますか？（原則、初回申請時のみ）　　　　　　　　　　　　　　□

・初回申請で雇入日が賃金締日の翌日でない場合、雇入日から賃金締日まで（端数月）を含む

対象期間中の契約書等を添付していますか？　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□

・２回目以降の申請で前回と同じ契約内容であっても、契約書等を添付していますか？　　　　　　　□

・対象期間中に契約内容に変更があった場合、変更前・変更後の契約書等を添付していますか？　　　□

　・有期雇用契約の場合、自動更新等の明記はありますか？（更新条件がある場合は支給対象外）　　　□

　　　　　裏面もご確認下さい。

◆対象労働者確認書類について(初回申請時のみ提出が必要)

●特定就職困難者コース

　 ・**60歳以上の者**　住民票(写)または運転免許証(写)等の官公署及びそれに準ずる機関が発行した書類で

氏名、年齢が確認できるもの　**（※）**

・**母子家庭の母等**　児童扶養手当証書(写)または母子家庭医療費受給者証(写)（雇入れ日に有効中のもの）

・**父子家庭の父**　　児童扶養手当証書(写)（雇入れ日に有効中のもの）

◎上記対象者にかかる確認書類がない場合はご相談下さい。

・**身体障害者** 　　障害者手帳(写)

・**知的障害者** 　　療育手帳(写)(判定期間が雇入れ日に有効中のもの)

・**精神障害者** 　　精神障害者保険福祉手帳(写)(雇入れ日に有効中のもの)等

◎就労継続支援A型事業所利用者については、上記各対象労働者確認書類に加え、障害者福祉サービス

受給者証(雇入れ日に有効中であるもの)の写しの提出をお願い致します。

●発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

　 ・**発達障害者** 　　 医師の診断書(写)であって発達障害者であることが確認できるもの

・**難治性疾患患者**　医療受給者証(写)、障害者福祉サービス受給者証(写)、医師の診断書または

公的機関が発行する書類(写)であって難病の病名が確認できるもの

●就職氷河期世代安定雇用実現/中高年層安定雇用支援コース

住民票(写)または運転免許証(写)等の官公署及びそれに準ずる機関が発行した書類で氏名、年齢が

確認できるもの　**（※）**

◎正社員採用であることの確認のため、就業規則（写）、賃金規定（写）等の提出が必須となります。

●生活保護受給者等雇用開発コース

・**生活保護受給者・生活困窮者**

地方公共団体から安定所に対し提出された就労支援要請書に安定所の受理印が押されたもの（写）

**（※）**氏名及び年齢が確認できる書類としてマイナンバーカード(写)を提出する際の注意点

**マイナンバーカードのオモテ面（名前、生年月日の記載面）のみ**提出願います。

ウラ面（個人番号の記載面）は提出不要ですのでご注意ください。

　　　　　 　　　　　　 (R7.9)